

平成 26 年(2014 年)12 月 9 日

各課（所・学校・園）長 様

札幌市職員共済組合共済課長

育児休業手当金延長に係る取扱いの一部変更について（通知）

今般、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に関連して、地方公務員等共済組合法の一部が改正され、当共済組合は、平成 26 年 12 月 1 日付けで全国市町村職員共済組合連合会の構成組合になりました。

このことから、下記のとおり、育児休業手当金延長に係る取扱いを他の構成組合と同等の取扱いとするため、一部変更しますので、貴課（所・学校・園）所属職員（休務・休職・休業中の職員を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、平成 26 年 5 月 26 日から 11 月 25 日までに送付した事務連絡「育児休業手当金の支給に係る育児休業手当金支給期間実績報告書の提出について」にて各所属長あてにお知らせした組合員に対しては、別途通知しますことを申し添えます。

記

1 変更内容

（変更前）

当初から子が 1 歳に達する日後まで育児休業を取得している場合、支給期間を延長しない。

（変更後）

当初から子が1歳に達する日後まで育児休業を取得している場合であっても、育児休業にかかる子について、保育所の入所を希望し、申込みを行っているが、子が1歳に達する日後、当分の間入所できないとき、子が1歳に達する日の翌日から1歳6か月に達する日まで支給期間を延長する。

2 変更日

平成26年12月1日

なお、子が1歳6か月に達する日が変更日以後の組合員に対しても、適用対象とする。

【参考】

育児休業手当金延長にならない事例

- ・市町村に問い合わせをしたところ、入所困難との説明を受け、入所申込みを行わなかった場合
- ・入所希望日が、子の1歳の誕生日の翌日以降の場合
- ・無認可保育所の入所希望申込みを行った場合

育児休業手当金延長申請に係る必要書類＜毎月20日締め翌月末日払い＞

- ・育児休業手当金請求（変更請求）書（所属長と給与担当者の確認要）
- ・保育所入所選考結果等通知書等（入所申込日、入所希望日及び入所できないことがわかる書類）

【担当】札幌市職員共済組合 共済課医療給付係

担当：溝口、長澤

（総務局職員部共済担当課）本庁舎15F南側／TEL. 211-2432